

シリーズ/取調べ「可視化」の「現在」

「もっと伸ばせる!!接見技術研修」開催 ～新時代の取調べに対応するために～

取調べの可視化実現大阪本部 委員 我妻 路人

初めての試み

1月21日、子どもの権利委員会と取調べの可視化実現大阪本部による共催で標記研修を開催した。この共催は初めての試みだ。異色のコンビで共催した今回の研修は、ヒアリング技術と取調べの録音・録画は両輪であってどちらも欠かせないと感じさせた。以下、研修の様子の一部を紹介したい。

刑事弁護人にとって「目から鱗」の接見技術

子どもの権利委員会の岩佐嘉彦委員から面接技法の基本的な考え方について講演をいただいた。講演を踏まえ、研修参加者に実例をもとに接見を実演してもらった。目から鱗の連続だった岩佐委員からの講評の中でも、次の2点はすぐに実践出来そうだ。

1つ目は、**接見で信頼関係を築くための方法**である。ユニークな例えで説明していただいた。異性をデートに誘うとする。いきなり「デートに行こう」とは言わないだろう。上手な人は「アイスクリーム食べたいね」「良いお店を知っているんだ」と話してから誘う。接見での信頼関係構築も同じであり、**【助走】が必要**だという。実演では、依頼者の第一声は「転んじゃったんですよ」であった。弁護人は「後で聞きますね」と言って次の話題に移ってしまった。岩佐委員は、転んでしまった話が助走のきっかけになったかもしれないと指摘した。

2つ目は、**話を聞く際の「相づち」のあり方**について。話の内容の幅が広がる「自由報告」を求めると、話す側は「このままこの話をしてよいのか」と不安になってくる。だから、**【話してよい】というメッセージを発信する**必要がある。相づちは、そのメッセージの役割を果たす。「うんうん。それで？」などの相づちの打ち方、そのタイミングが重要だという説明は、多くの参加者にとって目から鱗だったようだ。

録音・録画時代に不可欠な接見技術

接見技術を身につけて信頼関係を築き、正確なヒアリングをしても、取調室では弁護人がアドバイスをしたとおりの話をしている保証はない。取調室で依頼者を守ってくれるのが、録音・録画制度だ。これからの刑事弁護実践では、取調べが録音・録画されることを踏まえたアドバイスも不可欠となってくる。

可視化本部の川崎拓也委員からは、取調べの録音・録画に関する最高検察庁の依命通知についてレクチャーがあった。録音・録画の対象は、「本格的に実施」される対象事案と、「試行対象事案」の2種類がある。それぞれの要件や、要件に沿った可視化申入れのポイントについて説明があった。

レクチャーの後には模擬接見を行い、録音・録画の要件を意識した聴き取りや、取調べに向けたアドバイスを盛り込んだ接見の様子が紹介された。模擬接見に対する講評では、可視化本部の小坂井久委員が登場した。小坂井委員は、**録音・録画の要件を意識した聴き取りの重要性**を説く。それを受けて岩佐委員は、**要件該当性を判断するための事実を聴き取る**ときにも、**要件に焦点化した質問はしない方がよい**と指摘する。可視化制度とヒアリング技法は不可分一体であると感じさせるものであった。

新時代の接見に向けて

接見室でのヒアリング技法と取調室での録音・録画という直接関連しないようにも思われるテーマを同時に取り上げたこのたびの研修は、その2つの技術が両輪であることを分かりやすく伝える内容であった。新時代の取調べに対応するため、接見室で的確に聴き取り、適切な助言が出来るように、日々走り続けなければならない。